

志布志市有明体育施設 の指定管理者募集要項



**志布志市教育委員会
有明分室社会教育グループ**

〒899-7492

鹿児島県志布志市有明町野井倉 1756

TEL 099-474-1111 内線231

FAX 099-474-2281

E-mail a-kyouiku@city.shibushi.lg.jp

<http://www.city.shibushi.lg.jp>

有明体育施設指定管理者募集要項

志布志市では、有明体育施設の設置目的に沿った管理運営を効果的・効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年志布志市条例第 193 号）第 2 条の規定により、指定管理者を募集する。

1 施設の概要

- (1) 名 称 有明体育施設（以下「本施設」という。）
- (2) 設置目的 体育、スポーツ及びレクリエーションの振興並びに市民の健康で明るい文化的な活動の増進に寄与する。
- (3) 施設概要（詳細は業務仕様書を参照）

名称	位置
市民グラウンド	志布志市有明町野井倉 1773 番地 1
有明総合体育館	志布志市有明町野井倉 1760 番地 6
有明 B & G 海洋センター	志布志市有明町野井倉 1760 番地 2
有明農村運動場	志布志市有明町蓬原 2252 番地 2
有明野球場	志布志市有明町野井倉 1787 番地
有明弓道場	志布志市有明町野井倉 1760 番地 5

- (4) 利用状況 別紙 1 のとおり

2 管理運営の基本方針

- (1) 市民が広く利用する公の施設としての性格を認識し、本施設の利用促進を図ること。
- (2) 日常又は定期的に保守点検を行うとともに、利用者の安全の確保に努めること。
- (3) 効率的かつ効果的な管理を行い、経費の節減に努めること。
- (4) 利用者の意見、要望を管理の遂行に反映し、サービスの向上を図ること。
- (5) 市をはじめ関係機関・団体等と連携を図ること。

3 指定管理者が行う業務の範囲（詳細は業務仕様書を参照）

- (1) 本施設の利用の許可に関する業務
- (2) 本施設の利用に係る使用料の徴収に関する業務
- (3) 本施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他、本施設の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

4 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 利用時間
午前 8 時 30 分から午後 10 時まで
- (2) 休館日
ア 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する国民の祝

日に当たるときは、その翌日とする。)

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 個人情報・守秘義務

指定管理者は、個人情報の保護に関する条例(平成15年法律第57号)第12条の規定により、個人情報の適切な管理のため必要な措置を講ずることとし、本施設の業務に従事している者(従業者)は、本施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従業者が職務を退いた後においても同様とする。

(4) 情報公開

指定管理者は、志布志市情報公開条例(平成18年志布志市条例第14号)第25条第1項の規定により、本施設の管理に関して保有する情報の公開に努めること。

(5) 環境への配慮

指定管理者は、志布志市環境基本条例(平成19年志布志市条例第20号)第6条の規定により、環境へ配慮した本施設の管理を行うこと。

(6) 関係法令等の遵守

指定管理者は、本施設の管理に当たっては関係法令を遵守しなければならない。

5 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消す場合がある。

6 利用料金に関する事項

本施設については、地方自治法第244条の2の規定による利用料金制は適用しない。

指定管理者は、地方自治法第243条の2の規定に基づく指定公金事務取扱者として、利用者から施設使用料を適切に徴収・管理し、市に納入すること。

7 管理に要する経費

本施設の管理に要する経費は、市が支払う指定管理料等によって賄うこととする。指定管理料の年額は、下記に定める指定管理料基準額を上限とし、申請事業者は、年度ごとの金額を収支計画書で提案すること。

なお、指定管理料の金額は、提案された金額に基づき、予算の範囲内で、市と指定管理者と協議の上、毎年度締結する年度協定で定める。

指定管理料基準額(年間) 23,258千円(消費税及び地方消費税を含む。)

ただし、上記基準額には、年間の修繕料1,500千円を含み、実績が下回った場合は、その差額を市に返納し、上回る場合は、事前に市と協議をした上で、必要と認める場合は市から追加して支払うものとする。

8 申請の資格

次の要件を満たす法人その他団体であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 市から指名停止を受けていないこと。
- (4) 市税等を滞納していないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと及び暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にないこと。

9 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 令和 7 年 8 月 13 日（水）から同年 9 月 10 日（水）まで
（土曜、日曜及び祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）
- (2) 配布場所 志布志市教育委員会有明分室社会教育グループ（有明庁舎 2 階）
志布志市教育委員会生涯学習課生涯学習係（志布志市役所本庁志布志庁舎 3 階）
志布志市教育委員会松山分室社会教育グループ（松山庁舎 1 階）
なお、配布期間中は市ホームページからもダウンロードできます。

10 施設説明会・質問の受付

- (1) 施設説明会
申請を予定している事業者は、出席をお願いします。
日 時 令和 7 年 8 月 27 日（水）午前 10 時 30 分から
場 所 有明総合体育館
参加人数 1 団体につき 2 人まで
申込方法 別紙参加申込書を令和 7 年 8 月 20 日（水）午前中までに、FAX 又は電子メールで教育委員会有明分室に提出すること。
- (2) 質問の受付
受付期間 令和 7 年 8 月 13 日（水）から同年 9 月 1 日（月）まで
提出方法 別紙質問書を FAX 又は電子メールで教育委員会有明分室に提出すること。
口頭、電話での質問には応じることはできません。
回答方法 随時、市のホームページに掲載する。

11 申請方法

- (1) 提出書類
申請に当たっては、次の書類を提出すること。
なお、提出書類エ〜ケのうち、該当がない書類がある場合は、申立書にその書類名と該当がない理由を記入して提出すること。
ア 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
イ 事業計画書（様式第 2 号）

※自主事業を計画する場合は、事業内容・収支計画を別紙で作成すること。

ウ 収支計画書（様式第3号）

収支計画書は、指定期間の年度ごとに作成すること。ただし、年度ごとの収支の見込みが同じである場合は、その旨を記載し、1枚のみの提出とすることができる。

エ 定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、規約その他これに類するもの）

オ 印鑑登録証明書

カ 営業に係る許可等を受けていることを証する書類

キ 直近を含む3事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録その他これらに類する書類

ク 直近を含む3事業年度の事業報告書又はその他団体の業務の内容を明らかにする書類

ケ 納税証明書

(ア) 法人税、消費税、地方消費税及び地方税について未納がないことの証明書

(イ) 志布志市の市税（同市税が課税されていない者で市外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の地方税）について未納がないことの証明書

コ 誓約書

(2) 提出部数

正本1部及び副本12部（副本は、複写可）

(3) 提出方法・提出場所

教育委員会有明分室社会教育グループ（志布志市役所有明庁舎2階）に持参すること。

(4) 申請受付期間

令和7年8月20日（月）から同年9月10日（水）まで

（土曜、日曜及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(5) 留意事項

ア 提出書類は、やむを得ない場合を除き、日本工業規格A列4番で提出すること。

イ 1申請事業者につき1申請とする。

ウ 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

エ 提出された書類は、返却しない。

オ 申請に要する経費等は、すべて申請事業者の負担とする。

カ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。

12 指定管理者（候補者）の選定

(1) 選定・審査の基準

ア 事業計画書による本施設の運営が住民の平等利用を確保するものであること。

イ 事業計画書の内容が本施設の効用を最大限に発揮されるものであること。

ウ 事業計画書の内容が本施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(2) 選定方法

指定管理者選定委員会で、事業計画書等を選定・審査の基準に照らして総合的に審査し、最も

適当な申請事業者を選定し、市長が指定管理者候補者として決定する。

なお、指定管理者選定委員会では、面接審査を行う予定である。面接審査を行う場合は、日時等を別途連絡する。

(3) 選定結果

選定結果については、すべての申請事業者にも文書で通知するとともに市ホームページで公表する予定である。

なお、指定管理者候補者は、志布志市議会の議決を経た後、指定管理者としての指定を行う。

13 協定の締結

指定の後、市と指定管理者は、業務の実施等に関し細目的事項等について定めるため、本施設の管理に関する協定を締結する。

協定は、指定期間を通じての基本的事項を定めた「基本協定」及び当該事業年度における事項について定めた「年度協定」を締結する。

(1) 基本協定

- ア 事業計画書に記載された事項
- イ 指定の期間に関する事項
- ウ 使用料に関する事項
- エ 事業報告書に関する事項
- オ 市が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項
- カ 指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の停止に関する事項
- キ 管理の業務を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項
- ク 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ケ その他

(2) 年度協定

- ア 当該年度の業務内容に関する事項
- イ 当該年度に市が支払うべき指定管理料に関する事項
- ウ その他

14 管理状況の監視等

- (1) 指定管理者は、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項で規定する事業報告書、毎月の管理状況報告書等を提出するほか、市は、必要に応じ施設、物品、会計帳簿等の現地調査を行う。
- (2) 指定管理者は、利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等により、利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況を市に報告すること。

15 留意事項

- (1) 指定管理者候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理者候補者が申請の資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実ではないと認めるとき、若しくは社会的信用を著しく損なう等指定管理者としてふさわしくないと認めるときは、指定管理者の指定を行わないことがある。

- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が申請の資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実ではないと認めるとき、若しくは社会的信用を著しく損なう等指定管理者としてふさわしくないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。
- (3) 指定管理者の指定の期間内において、指定管理者の都合により指定管理業務を継続できない場合は、市は、指定管理者に対し違約金を請求することができるものとする。

16 その他

指定管理者は、管理業務を行うために必要な職員について、希望があれば従前より施設管理を行ってきた職員を引き続き雇用するよう努力してください。

17 添付資料及び様式

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支計画書（様式第3号）
- (4) 誓約書
- (5) 申立書
- (6) 説明会参加申込書・質問書
- (7) 志布志市有明体育施設の指定管理者業務仕様書

問い合わせ・各書類提出先

志布志市教育委員会有明分室社会教育グループ（志布志市役所有明庁舎2階）

〒899-7692 鹿児島県志布志市有明町野井倉 1756 番地

電 話 099-474-1111（内線 231）

F A X 099-474-2281

メールアドレス a-kyouiku@city.shibushi.lg.jp

ホームページ <http://www.city.shibushi.lg.jp/>

指 定 申 請 書 等 様 式

指定管理者指定申請に係る提出書類	
書類名	備考
指定管理者指定申請書	様式第 1 号
事業計画書	様式第 2 号
収支計画書	様式第 3 号
定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書	法人以外の団体にあつては、規約その他これに類するもの
印鑑登録証明書	法人の場合のみ提出 法人でない場合は、代表者のものを提出
営業に係る許可等を受けていることを証する書類	許可を要する業務を行う場合のみ
直近を含む 3 事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録その他これらに類する書類	
直近を含む 3 事業年度の事業報告書又はその他団体の業務の内容を明らかにする書類	
納税証明書（法人税、消費税、地方消費税、地方税及び志布志市の市税）	納付義務がある団体である場合、当該税金に未納がないことの証明書
誓約書	申請の資格要件を満たしていることの誓約書
申立書	該当のない書類がある団体のみ提出。
その他 説明会参加申込書 質問書 自主事業計画書	

様式第 1 号

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

令和 年 月 日

志布志市長 下 平 晴 行 様

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名
電 話

㊟

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 公の施設の名称

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書
(法人以外の団体にあつては、規約その他これに類するもの)
- (4) 印鑑登録証明書
- (5) 営業に係る許可等を受けていることを証する書類
- (6) 直近を含む 3 事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録その他これらに類する書類
- (7) 直近 3 事業年度の事業報告書又はその他団体の業務の内容を明らかにする書類
- (8) 納税証明書
- (9) 誓約書
- (10) 申立書

事業計画書

公の施設の名称	
団 体 名	
所 在 地	
代 表 者 氏 名	
電 話	
設 立 年 月 日	年 月 日
経営方針等に関する事項	1 団体の経営方針 2 指定を受けようとする理由 3 施設の現状に対する考え方及び将来展望
組織及び人員に関する事項	1 職員の配置（指揮命令系統図） 2 職員の研修計画
施設運営に関する事項	1 年間の事業計画（自主事業については、別紙に記入すること。） 2 サービス向上のための方策 3 利用者の要望の把握及びその実現の方策 4 利用者とのトラブルの防止策及びその対処方法
その他の事項	1 個人情報の保護措置 2 緊急時の対応（緊急時の指揮命令系統図を含む。） 3 現在管理している類似施設 4 地域との連携 5 特記事項

収 支 計 画 書

(単位：千円)

令和 年度分

区 分		予 算 額	内 訳	備考
収 入 の 項 目				
収 入 合 計 (A)				
支 出 の 項 目	人 件 費			
	事 務 費			
	事 業 費			
	管 理 費			
支 出 合 計 (B)				
収支 (A) - (B)				

(注) 指定期間となる期間の年度ごとに作成してください。ただし、年度ごとの収支の見込みが同じである場合は、その旨を備考欄に記載し、1枚のみの提出とすることができます。

誓 約 書

令和 年 月 日

志布志市長 下 平 晴 行 様

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名
電 話

㊞

〇〇施設の指定管理者の指定申請を行うに当たり、次の事項について真実に相違ありません。

- 1 募集要項で定める申請の資格要件をすべて満たしています。
- 2 提出した書類の内容に虚偽又は不正はありません。

申 立 書

令和 年 月 日

志布志市長 下 平 晴 行 様

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名
電 話

㊟

〇〇施設の指定管理者の指定申請を行うに当たり、次の提出書類については、該当ありません。

該当のない書類の名称	該当のない理由

説 明 会 参 加 申 込 書

令和 年 月 日

志布志市長 下 平 晴 行 様

指定管理者の募集説明会に次のとおり申し込みます。

公の施設の名称	
所 在 地	
名 称	
代 表 者 氏 名	
参 加 者 氏 名	
連 絡 先	

※募集要項で定める提出先に、F A X又は電子メールで提出してください。

※参加者は、1団体につき2名までとします。

※説明会時には、募集要項等をお持ちください。

質 問 書

令和 年 月 日

志布志市長 下 平 晴 行 様

指定管理者の募集について次のとおり質問します。

公の施設の名称	
質 問 の 内 容	
質問者の連絡先	所 在 地 名 称 代表者氏名 担当者氏名 電話・FAX 等

※募集要項で定める提出先に、F A X又は電子メールで提出してください。

(事業計画書：別紙)

自主事業計画書（ 年度）

1 自主事業の実施に当たっての基本方針

2 自主事業実施計画

事業の目的、事業内容、実施時期、対象者、事業費等について記載してください。

事業名	目的・内容・対象者等	事業費（円）	
		収入	支出